

環境部不利益処分審査会規程

制定：平成17年4月25日

改正：平成17年7月21日

改正：平成18年9月21日

改正：平成19年4月1日

改正：平成20年4月1日

改正：平成21年4月1日

改正：平成22年4月1日

改正：平成23年7月1日

改正：平成27年7月1日

改正：平成31年1月1日

(目的)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく処理業許可の取消し等に係る不利益処分の決定における公正の確保と透明性の向上を図るため、その内容について検討を行う機関として環境部不利益処分審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規程において、不利益処分とは、次の法各条を根拠とする行政処分をいう。

- (1) 第7条の3(一般廃棄物処理業の事業停止)又は第7条の4(一般廃棄物処理業の許可取消し)
- (2) 第9条の2の2(一般廃棄物処理施設の許可取消し)
- (3) 第14条の3(産業廃棄物処理業の事業停止)又は第14条の3の2(産業廃棄物処理業の許可取消し)
- (4) 第14条の6で準用する第14条の3(特別管理産業廃棄物処理業の事業停止)又は第14条の3の2(特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し)
- (5) 第15条の3(産業廃棄物処理施設の許可取消し)
- (6) 第19条の3(改善命令)
- (7) 第19条の4から第19条の6まで(措置命令)

(所掌事務)

第3条 審査会は、次の事項について審査する。

- (1) 不利益処分原案
- (2) 聴聞会開催後又は弁明書受理後における不利益処分案
- (3) 不利益処分の基準の制定及び改廃

(組織)

第4条 審査会の構成員は、次のとおりとする。

環境部長、環境部次長、環境政策課長、環境保全課長、ごみ減量推進課長、廃棄物処理課長、南清掃事業所長、平和清掃事業所長、浜北環境事業所長、天竜環境事業所長、産業廃棄物対策課長

2 構成員が出席できないときは、当該構成員が指名する代理者の出席を認める。

3 審査に当たっては、必要に応じ、当該不利益処分に係る違反行為に関係する県及び市町村

の担当者その他学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(会議)

第5条 審査会の会議は、環境部長が主宰し、会議の終了後、その結果について議事録を調製する。

2 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

3 第3条第3号に規定する事項を審査する場合において、次に掲げる被処分予定者の状況により明らかに不利益処分原案を変更する理由がないと認められるときは、環境部長が当該不利益処分案を構成員に確認することにより会議の開催に替えることができる。

(1) 行政手続法(平成5年法律第88号)第23条第1項又は第2項の規定により聴聞を結したとき。

(2) 聴聞会開催前に、当事者が自発的意思に基づき書面をもって意見陳述等を放棄したとき。

(3) 弁明書により不利益処分に係る事実を認め、かつ当該処分に同意しているとき。

(4) 行政手続法第30条に規定する提出期限までに正当な理由なくして弁明書の提出がないとき。

4 公益上、緊急に不利益処分をする必要がある場合は、審査会を開催しないことができる。

5 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものを行う場合は、審査会の開催を要しない。

(庶務)

第6条 この審査会規程に関する庶務は、産業廃棄物対策課において処理する。

附 則

この規程は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。